

《資 料》

ドイツの「行政送達法」(Verwaltungszustellungsgesetz)について
——行政行為の「告知」及び「送達」の概念の再確認とともに——

木 藤 茂

(1) はじめに

本稿は、ドイツ連邦共和国（以下、単に「ドイツ」という。）において、連邦レベルでの「行政上の送達」ないし「行政送達」（以下、簡略化のため単に「行政送達」(Verwaltungszustellung)と表記することとする。）に関して規律している連邦の「行政送達法」(Verwaltungszustellungsgesetz)について、その最新法である現行法（以下、特に制定当初の旧法等との対比の文脈では、仮に「2005年法」と呼ぶこととする。）¹⁾を概観するとともに、その全文の仮訳を資料として提供しようとするものである。

筆者が、本誌第74号において、同じくドイツの連邦法である「権限順応法」(Zuständigkeitsanpassungsgesetz)について最新の法律の概要と全文の仮訳を掲載した²⁾ことに続いて、本稿で行政送達法を資料として提供しようとした背景には、次のような大きく2つの筆者なりの理由がある。

第一は、言わば実際上の観点からのものである。すなわち、おそらく偶然と思われるが、ドイツの行政送達法とは一体どのようなものなのかという半ば個人的な照会を受けたことが、ここ1年ほどの間に2度あった。この法律に関し

1) Verwaltungszustellungsgesetz vom 12.8.2005, BGBl. I, S.2354. (VwZG 2005/2005年8月12日「行政送達法」)。なお、この「2005年法」の表記については、後掲注29)、45)、50)及び51)を参照。

2) 木藤茂「ドイツの『権限順応法』(Zuständigkeitsanpassungsgesetz)について」獨協法学第74号(2008年)58~68頁。

ては、以下(3)で述べるとおり、わが国でも過去に若干の優れた先行業績はあるのだが、こと最新の状況を含めて法制度の全体を概観しているような邦国の資料には、筆者が身近に調べ得た限りでは残念ながらめぐり会うことができなかった。こうした状況にあつて、両法のように、行政全体に係る基本的な法的枠組みとして重要と思われる諸外国の法制度であつてわが国では必ずしも十分には紹介されていないようなものについて、仮に学問的には十全かつ精緻な論究がなされたものではなくとも、単なる事実の紹介にとどまらず一定の法的視点に立った上での言及をなすのであれば、それもまた一介の研究者が研究成果を社会に還元する1つの場面としてあり得るのではないか、との考えに改めて至ったことによるものである。

第二の理由は、筆者なりの研究の視座に関わる内容面からの関心である。本誌第74号で取り上げた「権限順応法」は、筆者のかねてからの研究分野である国の統治機構ないし行政組織法の領域に直接関わる法制度であるのに対し、本稿のテーマである「行政送達法」は、行政作用法の1つとして行政法総論の理解に深く関連してくることはもとより、さらにはむしろ行政救済法の分野にも強く関係してくるものである。確かに、これら2つの個別の法律に限って見れば、内容面で相互に直接の関連性を有するものではないと言えるし、こうした伝統的な行政法学上の法的位置付けの点からは、両者の間に根本的な相違があることは明らかである。しかしながら、一般論として述べるならば、(具体的には別の機会を捉えて引き続き徐々に明らかにしていきたいと考えているので、この場での言及は差し控えるが) 広く行政と法の関係を一定の視点に立つて考察しようとする立場からは、行政のあり様を規定する一般的な法制度がそれぞれ「行政組織法」と「行政作用法」の分野に属するとされる場合であっても、必ずしも相互に異質なものとして認識すべきではないどころか、むしろ双方の整合的・連続的な理解が必要とされる場面も少なくないように思われるのである³⁾。本誌で取り上げてきている両法のような行政全般に係る基本的な法

3) 行政組織法と行政作用法との関係という論点を広く捉えれば実に多くの文献があるが、ここでは、本文で述べたような視点から、特に以下の文献を掲げさせていただ

的仕組みを概観することは、一個々の次元で見れば内容面での相互の関連の度合いは高くないものであったとしても—このような根源的な問題意識に立脚した法的考察を深化させていく上での何らかの契機になってくれるのではないか、という筆者の“身勝手な”期待もここには込められている。

いささか前置きが長くなったが、この「行政送達法」の規律内容自体は決して筆者の研究の中心領域にあるわけではないことを予めお断りした上で、以下では、上述のような観点から、一般論としての行政送達の法的位置付けを確認し(2)、わが国におけるドイツの行政送達法をめぐる過去の経緯に若干の言及を行った上で(3)、最新の行政送達法の全文の仮訳を施すことによりその概要を紹介する(4)こととしたい。

(2) 「行政送達」の法的位置付け

まず、ドイツの行政送達法の内容を概観する前提として、「行政送達」という概念の法的位置付けについて、改めて簡単な確認を行っておくこととする。

なお、最新のドイツの行政送達法の概要を紹介するという本稿の主目的からすれば、以下の部分は、すぐ後で見ると紛れもなく重要なものである反面、あくまでも「前座」であることから、わが国における行政法学—就中、行政行為論—が伝統的にドイツ公法学の強い影響の下に多くの研究成果の蓄積を

くにとどめる。参照、小早川光郎「行政組織法と行政手続法」公法研究第50号(1988年)164頁以下、宇賀克也=大橋洋一=高橋滋編・対話で学ぶ行政法(有斐閣、2003年)67頁[大橋洋一教授の発言]、松戸浩「組織法と作用法」ジュリスト増刊『行政法の争点[第3版]』(有斐閣、2004年)16~17頁、藤田宙靖「行政組織法(有斐閣、2005年)4~6頁、宇賀克也・行政法概説Ⅲ行政組織法/公務員法/公物法(有斐閣、2008年)2~6頁、濱西隆男「行政運営法の視点から見る情報公開法及び行政機関個人情報保護法」季報情報公開・個人情報保護第28号(2008年)2~19頁。

なお、本文で述べたような筆者なりの視点の一端については、木藤茂「行政の活動とその記録としての文書に関する法的考察—行政組織法と行政作用法の『対話』のための一つの視点—(上)(中)(下)」自治研究第82巻(2006年)第8号~第10号をご参照いただけるならば幸いである。

既に有していることにかんがみ、さしあたりは日本語の文献・用語をもとに整理を行うことを基本とし、ドイツ語の文献には必要な限りで触れるにとどめることとしたい。

① 行政行為の効力発生要件としての「告知」

夙に、「行政行為は、通常は其の効果を受くべき者に對して通知せられ、一般人に對する場合であれば公示・公告等の方法に依つて一般人に知らしむる」⁴⁾とされ、あるいは、「相手方の受領を要する行政行為にあっては、行政行為がその相手方に到達することによつてはじめて、行政行為として相手方を拘束する力を生ずるものと解すべきである」⁵⁾などと説かれてきた。今日でも、一般に、行政行為については、「特別の規定のない限り、意思表示の一般的法理に従い、その意思表示が相手方に到達した時」、すなわち「相手方が現実これを知り、または相手方の知り得べき状態におかれた時」⁶⁾にその効力が発生するものと解されている⁷⁾。

このような理解に立った上で、行政行為を相手方に到達させる手法ないしそのような行為自体を広く一般的に指す用語として、「告知」(Bekanntgabe) という用語が主に使われてきた⁸⁾。すなわち、この意味での「告知」は、「成立し

4) 美濃部達吉・日本行政法上巻(有斐閣、1936年)254頁。

5) 田中二郎・新版行政法上巻〔全訂第2版〕(弘文堂、1974年)132~133頁。

6) 最判昭和29年8月24日刑集8巻8号1372頁。同判決については、さしあたり、参照、交告尚史「判批」別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ〔第4版〕』128~129頁。

7) 同旨のことは、その後の最高裁判例でも改めて確認されている(ただし、前掲注6)の最高裁判決が必ずしも直接引用されているとは限らない)。参照、最判昭和50年6月27日民集29巻6号867頁、最判平成11年10月22日民集53巻7号1270頁など。両判決については、それぞれ、さしあたり、参照、亀田健二「判批」別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ〔第4版〕』130~131頁、交告尚史「判批」『同書〔第5版〕』114~115頁。

8) この「告知」という用語は、例えば、前掲注7)に掲げた昭和50年の最高裁判決では、「行政処分は、原則として、それが相手方に告知された時にその効力を発生するものと解すべきである」として判決文面上に登場するとともに、民事訴訟法第385

た行政行為の内容を、関係人に了知させる行為をいう⁹⁾などと説明される。

このように、行政行為の相手方への到達の有無及びその時点の問題、すなわち行政行為の「告知」の意義及び内容については、とりわけ、行政法総論の中での「行政行為の効力」、さらに言えば「行政行為の効力の発生」¹⁰⁾に関わる論点の1つとされ、時に、行政行為の「成立」と「効力の発生(発効)」の区別の必要性が説かれる文脈において引き合いに出されてきた¹¹⁾。より具体的に言えば、「行政行為について成立要件と有効要件とを分けるときは、告知は後者に属する」¹²⁾ものとして認識されることになる。

なお、行政行為の告知の態様ないし方式を考える上で留意すべき点として、告知の対象となる行政行為それ自体の方式の問題がある。すなわち、「行政行為の告知の方法と態様は多様であり、行政行為が発せられる方式に左右される」¹³⁾などと言われることになる。こうした観点からは、行政行為は要式行為と不要式行為と大きく区別されるとされるが¹⁴⁾、その前提として、ドイツにおいてであれ、わが国においてであれ、行政行為の方式については、特段の明文の規定がない限り特定の方式には拘束されないという「無方式性の原則」が

条や第399条あるいは行政手続法第22条などに見られるように法令上の用語としても用いられている。

- 9) 園部逸夫「行政上の送達」法学論叢(京都大学)第61巻(1955年)第5号60頁以下(60頁)[同・行政手続の法理(有斐閣、1969年)第2章(48頁以下)所収]。
- 10) 塩野宏・行政法I行政法総論〔第4版〕(有斐閣、2005年)153頁。
- 11) 参照、塩野・前掲注10)154頁。
- 12) 園部・前掲注9)60頁。
- 13) Paul STELKENS / Heinz Joachim BONK / Michael SACHS, *Verwaltungsverfahrensgesetz Kommentar*, 5. Aufl., 1998, S.1103, §41, Rdn.23.
- 14) 参照、塩野・前掲注10)104頁。

なお、この点につき、ドイツの連邦行政手続法(Verwaltungsverfahrensgesetz vom 23.1.2003, BGBl. I, S.102. (VwVfG 2003/2003年1月23日「行政手続法」)。以下、本文においても、特に誤解を生じる恐れのない限り、この現行の連邦行政手続法を、単に「行政手続法」として表記する。)では、第37条第2項第1文が、「行政行為は、書面により、電子的方法により、口頭により、又は他の方法により発せられることができる。」と定めている。

成り立つことに留意しておく必要がある¹⁵⁾。

② 「告知」の一態様としての「行政送達」

行政行為の「告知」が上述のような概念として理解されるならば、それでは「行政送達」とは如何なる内容を意味するものなのかが、次に明らかにされなければならない。

この点、わが国においては、一般的な法的枠組みとしての行政送達法が存在しないこともあって、行政送達という概念が法文上明確に定義されているわけではない。一方で、(行政)送達用語は、行政法学の教科書においても稀に言及されているし¹⁶⁾、前述のような行政行為論の文脈あるいは行政救済法、さらには特に民事・刑事両訴訟手続¹⁷⁾に通暁している方にとっては、ともすればその意義は自明のことかもしれない。実際、わが国の行政法学の教科書等で(行政)送達用語が用いられる際には、もちろん紙幅の関係もあろうが、そ

15) ドイツの行政手続法では、この「無方式性の原則」が、同法の規律の対象となる行政行為のみならず公法上の契約についても妥当するものとして、より広く「行政手続の一般原則」の1つとしての「行政手続の無方式性」(Nichtförmlichkeit des Verwaltungsverfahrens)という形で明文化されている(§10)。

これに対し、わが国の行政手続法においては、このような一般的な規律はないが、処分については、第8条第2項及び第14条第3項の反対解釈として、書面によらない処分が認められることが前提とされていると解されている。

以上の点については、参照、高木光・技術基準と行政手続(弘文堂、1995年)144～145頁、木藤・前掲注3)(上)第8号120頁及び128～129頁注11)。

16) (行政)送達という用語を比較的強く意識しているように見受けられる最近の教科書を一部例示すれば、塩野・前掲注10)153～154頁のほか、芝池義一・行政法総論講義〔第4版〕(有斐閣、2001年)143～144頁、大橋洋一・行政法現代行政過程論〔第2版〕(有斐閣、2004年)323～324頁、宇賀克也・行政法概説I行政法総論〔第2版〕(有斐閣、2006年)316～318頁などがある。

17) 念のため、わが国の民事・刑事の法制度における「送達」に関連する法律の条文を確認しておくならば、とりわけ、民法第97条(隔地者に対する意思表示)及び第98条(公示による意思表示)の意思表示に係る規定のほか、民事訴訟法第98条～第113条の送達に係る諸規定や刑事訴訟法第54条、さらには法律名に送達用語が明示されている民間事業者による信書の送達に関する法律などが挙げられよう。

の概念の内容自体に意識的に言及がなされているものは稀で、むしろ民事訴訟法等からの推測を前提にある程度自明の用語として使われている例が多いように見受けられる。そして、その概念を意識し明確化を試みている文献にあっても、一般に、「行政送達とは、具体的な行政法関係において行政庁が私人に対して文書化された行政処分を交付して、その内容を了知させまたはこれを交付する機会を与え、かつその行為を公証することをいう」¹⁸⁾などと説明されているようである。

しかし、本稿(2)の①から②へという流れに照らすと、こうした文面からだけでは、行政送達の意義が必ずしも十分には認識できないくらいがあると言わざるを得ない。すぐ後に述べるところからも分かるように、(前述の「告知」との対比の上で)「行政送達」という概念を理解するために前掲の定義で着目すべきは「文書化された」行政行為を「交付」という部分と「公証する」という部分であるように思われるのだが、こうした言わば淡々とした記述においてそのような部分に目を向けねばならないことにいささか酷な感じを受けるのは、筆者だけであろうか。言葉を変えれば、以下で見るような行政送達法の意義を理解する上では、「告知」と「行政送達」とが相互にいかなる関係に立つものなのかをこの時点でよりはっきりと認識しておくことが不可欠なのであるが、上述のような表現ではそれがやや曖昧に見えると言われてもやむを得ないように思われるのである。

そこで、本稿の主題であるドイツにおける行政送達法の位置付けやその射程を的確に理解するためには、ドイツ行政法学の文脈における行政送達の意義について、やはりここで改めて確認しておく必要があるだろう。こうした趣旨からは、現段階で次の点を明確に認識しておくことが必要であるように思われる。

すなわち、誤解を恐れずに敢えて明快に書くならば、とりわけドイツ公法の理解を前提とした行政法学の文脈においては、「告知」は、先に述べたように行政行為を相手方に到達させし知させるための「一般的」な手法ないしそのよ

18) 長尾久衛「行政送達」雄川一郎=塩野宏=園部逸夫編・現代行政法大系2・行政過程(有斐閣、1984年)201頁以下(201頁)。

うな行為「全体」を意味する「上位概念」(Oberbegriff)であって、「行政送達」は、そうした「告知」の「一部」あるいは「一態様」を特に指した概念である、ということである¹⁹⁾。

もっとも、ここで再度確認するならば、わが国における学問上の文脈で(行政)送達という用語が用いられる際には、前述のような例にも見られるとおり、こうしたドイツ公法学的な意味における告知との明確な区別を意識したものなのかどうか、少なくとも一見しただけでは明確でない場合も少なくない。また、実際の条文においても、「送達」の用語が用いられている例も散見される²⁰⁾一方で、他の法律では送達の用語が用いられているようなケースで「交付」など別の用語が用いられている例も見受けられる²¹⁾。こうしたわが国における現状は、上述のように一般的な行政送達概念が明確にされている訳ではないこともありやむを得ない面もあるとは思われるが、とりわけ本稿のような視点からは、行政送達は告知の一態様としての特定の方式であるということに改めて留意しておく必要がある、ということになろう²²⁾。

19) この点については、本文でも後述するように、ドイツでは、「告知」(Bekanntgabe)と「送達」(Zustellung)との区別は、基本的に明確に意識されている。

一例を挙げれば、Heinrich Amadeus WOLFF / Andreas DECKER, Studienkommentar VwGO/VwVfG, 2005, S.644, VwVfG §41, Rdn. 7では、「告知という概念は、行政行為の許容された開示のあらゆる方式のための上位概念(Oberbegriff)である」とされ、そのような方式として列挙されたものの1つとして送達が位置付けられている。なお、同書については、本稿執筆時点では、本稿の主題とする2005年法の制定のわずか数か月前に刊行された初版のものしか筆者の手元になかったため、同法施行後の同書の解説に触れることは出来なかったが、後述本文(4)で同法第2条第1項の邦訳を見ていただければ分かるとおり、このような告知と行政送達という両概念の意義・相互関係については、同法によってむしろ法文上も明確になったと言える。

20) 例えば、前掲注17)に掲げたような民事・刑事の法制度における用例のほか、行政不服審査法第42条、国税通則法第1章第4節(第12条～第14条)、土地収用法第50条第4項、特許法第189条～第192条など。

21) 例えば、鉱業法第94条、農地法第11条など。

22) こうした観点からは、「行政上の送達は、行政行為の告知の特別の方式であつて……」と明示する園部・前掲注9)65頁注10)の説明は、まさに正鵠を得ていると言える。

その上で、「行政送達」には具体的にどのような方式があるのかという点については、個別法における定め为例として、「交付送達」「郵便送達」「差置送達」「公示送達」の方法があるとされる²³⁾。このうち特に「公示送達」については、時として現実に行政上の法律関係への適用の是非が問題になることもある²⁴⁾とともに、行政送達一般に関する法的規律の必要性の根拠として取り上げられることもある²⁵⁾が、この点についてはこれ以上立ち入らない。

③ 「告知」「行政送達」と「行政手続」

以上のような告知と行政送達概念が概ね理解できたところで、さらには、それらが行政作用法の文脈においてどのように位置付けられるのか、ということを理解しておく必要があるように思われる。

この点に関しては、「行政送達は、行政上の事前手続の最終段階をなすものである」²⁶⁾との端的な表現は、まさに的を射たものと言えるであろう。この文

また、教科書では、芝池・前掲注16) 144頁は、本文で述べたような告知と(行政)送達との区別を強く意識しているように見受けられる数少ない例である。

23) 前掲注20) で掲げた国税通則法第1章第4節(第12条～第14条)の規定は個別法において独自の体系を形作っている代表的な例と言えるであろう。

宇賀・前掲注16) 316～318頁は、このような行政送達の個別の態様について詳細な記述を行っている数少ない教科書の例である。

なお、ドイツにおける行政送達の類型については、本文(4)の2005年法の邦訳を参照していただきたい。

24) 厳密には典型的な「公示送達」とは異なるが、所在不明となった地方公務員に対する懲戒免職処分について同居家族への交付と県の公報への掲載による送達が認められた事例として、参照、最判平成11年7月15日判時1692号140頁。同判決については、さしあたり、参照、中野勝哉「判批」別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ〔第5版〕』112～113頁、白井皓喜＝西村正司「判批」判例地方自治第198号(2000年)5～8頁。

25) このような文脈から「公示送達」を取り上げる論考の例として、参照、白井＝西村・前掲注24) 8頁、さらに古くは、菊井康郎「行政行為の公示送達—西ドイツ及びわが国における—」上智法學論集第22巻(1978年)第1号1頁以下〔同・行政行為の存在法(有斐閣、1982年)第4章(195頁以下)所収〕、広岡隆・行政代執行法〔新版〕(有斐閣、1981年)116～117頁など。

26) 長尾・前掲注18) 201頁。

面からも明らかなように、「行政手続を大きく事前手続と事後手続に分類すると、行政送達は事前手続に属する」²⁷⁾ということになる。

このような認識に立つと、行政送達に関する一般的な法制度のあり方として、行政送達を行政の事前手続に関する一般的な法制度との関係でどのように考えるか、より具体的に言えば、行政送達の規定を行政手続法の中に位置付けるかあるいは行政送達法を行政手続法とは別に法制度化するか、という点で、少なくとも2つの選択肢があることがより容易に理解できるであろう。実際、オーストリアでは、紆余曲折はあったようだが、少なくとも当初は行政送達に関する一般的な規律は一般行政手続法の中で行われていた²⁸⁾のに対し、以下(4)で再度簡単に触れるが、ドイツでは、むしろ行政送達法が行政手続法の制定前から既に別個の法律として存在しているという点で、好対照を成していると言えよう。

さらには、このような理解に加えて、②で言及したような告知と行政送達との概念区分を前提とすれば、行政手続法と行政送達法がそれぞれ別の法律として定められている場合には、それぞれの規律対象を如何に考えるかということが、ひいては一必ずしも一対一対応の関係が論理必然的に導き出されるとは限らないが—法制度全体の中で両法を如何に位置付けるかということと相互に密接に関係してくる論点であることが、より明らかになってくるであろう。

27) 長尾・前掲注18) 201頁。

28) オーストリアでは、1950年に整理された一般行政手続法 (Allgemeines Verwaltungsverfahrensgesetz: AVG) の第1部第4章(第21条~第31条)において行政送達に関する一般的な規律がなされていたが、1982年以降は送達法 (Zustellungsgesetz: ZustG) が実質的な規律を行っている。現に、一般行政手続法の第4章の条文は形式的には残ってはいるものの、そのうちの第23条~第31条の内容は削除されており、実質的には第21条と第22条のみ意味があるに過ぎない。

オーストリアの行政手続法については、尾上実「オーストリア行政手続法の問題点」公法研究第23号(1962年)163~173頁など同氏による一連の業績のほか、園部・前掲注9) 67頁、海老沢俊郎「西ドイツ連邦行政送達法 (Verwaltungszustellungsgesetz [VwZG] vom 3. Juli 1952)」熊本法学第32号(1982年)162~168頁などの研究がある。

したがって、ことドイツに限って言えば、行政手続法と行政送達法との法的関係ないし告知と行政送達との規律の分担関係を理解する必要があるということになるのだが、この点については(4)で後述する。

④ 「告知」「行政送達」と「行政救済法」

告知ないし行政送達の法的位置付けの整理の最後として、行政救済法との関係について、念のため一言だけ触れておく。

本稿冒頭の(1)で、行政送達法は「むしろ行政救済法の分野にも強く関係してくる」と述べた。その理由は、改めて言うまでもないが、ほかでもない、行政行為の到達すなわち効力の発生の時点は、行政争訟法における不服申立期間(行政不服審査法第14条)及び出訴期間(行政事件訴訟法第14条)の起算点の算定の際に極めて重要な意味を有するからである。とりわけ前述の公示送達については、このような行政救済法上の意義の観点からもその規律の重要性が説かれることになる。

ここで一般論として付言しておくならば、告知ないし行政送達の意義及び法的規律のあり方を考察する上では、行政法総論ないし行政作用法の観点からの純粹でドグマティックな論理的整合性という観点のみならず、こうした行政救済法の視点からの必要性や実務的な対応可能性等といった現実的な側面にも考慮が払われなければならない、ということになる。

(3) わが国の学説におけるドイツの行政送達法をめぐる若干の経緯

以上(2)では、ドイツの行政送達法を理解する上での前提となる行政送達の法的位置付けに関するいくつかの論点を整理してきた。既にその記述の脚注でいくつかの文献に言及したことからも分かるように、わが国における法学研究の蓄積の中にも、若干ではあるが、ドイツの行政送達法の制定の経緯や規律内容に特化して考察を行っている優れた先行業績がある。

本稿は、学説史的観点からの検討自体が主題ではないので、それらの論考に仔細に触れる余裕はないが、1952年に制定された当初の行政送達法(以下、特

に現行法との対比で言及する場合には、仮に「1952年法」と呼ぶこととする。)29) に関しては、制定後早くからその制定過程や意義について詳細な分析が加えられる³⁰⁾とともに、その後同法の全文の邦訳が施されていた³¹⁾ことは、ここで改めて想起されるべきであろう。

また、前述のように、行政送達の一部としての公示送達や公示に特化した形での研究がなされている³²⁾ことにも併せて留意しておく必要がある。

これらの研究は、総じて、わが国の法体系の下では、告知ないし行政送達の規律は個々具体的な法令の規定によることとされていることなどによって、一般的な概念としてのそれらの意義が必ずしも明確になっていないという状況にかんがみ、ドイツの行政送達法の規律の意義を検証し、わが国における法制度のあり方を考える上での示唆を得ようとするものであった、と言うことができよう³³⁾。

さらには、かつて、行政手続法の制定に向けた動きの中で、折に触れて行政送達に関する具体的な条文の検討が行われたこともあったし³⁴⁾、近年においても、広く行政法の法典化について考察する一場面として一般的な行政送達の論

29) Verwaltungszustellungsgesetz vom 3.7.1952, BGBl. I, S.379. (VwZG 1952/1952年7月3日「行政送達法」)。なお、前掲注1)並びに後掲注45)、50)及び51)を参照。

30) 園部・前掲注9)は、まさにこのような意味での先駆的な学術業績として位置付けられるべきものであろう。

31) 海老沢・前掲注28)。

32) 菊井・前掲注25)は、論文のタイトルどおり「公示送達」に考察の対象を限定したものではあるが、ドイツ及びオーストリアにおける行政送達法の制定過程や学説の状況について詳細な言及を行うとともに(4~14頁)、わが国の学説における状況を整理している(22~24頁)。

また、同「行政行為の公示」上智法學論集第30巻(1987年)第2=3号167頁以下〔同・行政行為の存在構造(信山社、1995年)第6篇(287頁以下)所収〕は、公示送達以外の行政行為の発効要件としての「公示」を考察の対象としている。

33) 園部・前掲注9) 61頁、菊井・前掲注25) 67頁、海老沢・前掲注28) 163頁など。

34) 代表的なものとしては、第一次臨時行政調査会(第三専門部会第二分科会)による「行政手続法草案」の第1章「総則」第4節「送達」の条文(第30条~第33条)が挙げられるであろう。参照、橋本公巨・行政手続法草案(有斐閣、1974年)〔資料〕。

点に触れるものも時として見られるが³⁵⁾、このような文脈からの筆者なりの考えについては、本稿の趣旨にかんがみ、ここでは言及を差し控えたい。

いずれにせよ、本稿が、こうした先人たちの精緻な論考の蓄積を基に成り立っていることについては、もはや多言を要しないであろう。

(4) ドイツの行政送達法(2005年法)の意義と内容

以上、告知及び行政送達概念を再確認した上で、ドイツの行政送達法のわが国への関わりについて概観してきた。

(4)では、これらを前提に、最新の2005年法の制定に至る経緯に言及した上で(①)、上述(2)③で見た意味で同法の理解の前提となる行政手続法第41条及び第43条の内容を紹介した(②)後に、2005年法の全文の仮訳を資料として掲載する(③)こととしたい。

なお、ここでも、(2)で述べたような視点から、主として日本語の文献に言及することとし、ドイツ語の文献には必要な限りで触れるにとどめる。

① 2005年法の制定に至る経緯

既に(3)で触れたように、ドイツでは、1952年法の制定によって、連邦レベルにおける行政送達に関する統一的な法典が整備された。

この1952年法は、翌1953年に制定された同じく連邦法である行政執行法(Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz)³⁶⁾とともに、(旧西)ドイツの法制史上画期的なものであったとされている。その理由は、1952年法が「連邦における最初の行政手続に関する法典であるということにある」³⁷⁾とされる。

もっとも、元来租税法や官吏法等の一定の領域においては民事訴訟法の職権

35) 例えば、山本隆司「行政法の法典化」ジュリスト第1304号(2006年)81頁以下(89頁)など。

36) Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz vom 27.4.1953, BGBl. I, S.157. (VwVG/1953年4月27日「行政執行法」)

37) 海老沢・前掲注28) 162頁。

送達の方式とは異なる送達方式を許容する特別の規定がなされていたことに加えて、第二次世界大戦中の1943年には、公行政の領域における郵便送達について広く民事訴訟法の規定を排除することを内容とする命令³⁸⁾が制定されたことがあった。しかし、これはあくまでも戦時中という特殊な状況の下においてのみ正当化することができた規律であった³⁹⁾。

そこで、戦後、当該命令の廃止に伴い、郵便による行政送達について新たな規律が必要とされることとなったが、そこでは、行政送達に携わる官吏の育成の問題といった行政実務上の観点とともに、行政行為の告知の時点を確認することがしばしば困難になっていた当時の状況を視野に入れた行政裁判上の観点からも、行政手続の特殊性を考慮した独立的な法制度の必要性が説かれるようになり、1952年法の制定に至ったものとされている⁴⁰⁾。

なお、筆者はかつて一度述べたことがあるが⁴¹⁾、行政送達は、「文書」という切り口から見ると、今日的な意味における行政手続に比しても、私人と行政との間のより「根源的」かつ「基本的」な「外部関係」の問題として理解できるように思われ、そのような視点からは、ドイツの連邦レベルで行政手続法の制定（1976年）よりはるか前の1952年に行政送達法が制定されていたことは、とりわけ示唆的であるように感じられる。

いずれにせよ、ドイツでは行政手続法よりも先に行政送達法が制定されていたという事実、ここで改めて目を向ける必要がある。そして、行政送達法の制定は、後代の目からは、「連邦の領域における、来るべき一般行政法の法典化のアウトタクト及びテストケースとみることができる」⁴²⁾、あるいは、行政手続法「制定の推進者としての役割を果たしたものと推定される」⁴³⁾などと

38) Verordnung über Postzustellung in der Öffentlichen Verwaltung vom 23.8.1943, RGBl. I, S.527. (Postzustellungsverordnung)

39) 以上の経緯につき、参照、園部・前掲注9) 68頁。

40) 参照、園部・前掲注9) 68～69頁。

41) 参照、木藤・前掲注3) (上) 第8号131～132頁注22)。

42) 園部・前掲注9) 70頁注4)。

43) 海老沢・前掲注28) 162頁。

位置付けられることになるのである。

この1952年法は、6章21条から成るものであり⁴⁴⁾、50年の長きにわたって一すなわち1976年の行政手続法の制定後も一通用してきたが、その後すぐ後で見られるように2001年6月25日の法律で最後の一部改正が行われた後、この2005年法の施行とともに失効した⁴⁵⁾。

1952年法に代わって2005年法という法形式による新たな規律が必要とされた背景には、概ね以下のような事情があったようである。

まず、2001年6月に、「裁判手続における送達手続の改革のための法律」⁴⁶⁾が制定された。この法律の題名からは想像しにくい⁴⁷⁾が、この法律は行政送達の分野にも大きな影響を及ぼすこととなり、実際に、同法の第2条第1項において行政送達法(1952年法)の大幅な改正も行われている。

さらに、2002年8月には、行政手続法について、電子的方法による行政行為に関する規定を導入するための一部改正が行われた⁴⁷⁾。

2005年法は、こうした動向も含めた行政送達の分野における現代化と柔軟化

44) 1952年法については、海老沢・前掲注28) 163頁以下が全文を訳出しているほか、園部・前掲注9) 70~80頁が個々の条文への言及を含めて概観を行っている。

45) 2005年法の制定に至る経緯については、参照、Eduard KREMER, Neuerliche Reform des Verwaltungszustellungsrechts des Bundes, NJW 2006 Heft 6, S.332 ff; Carsten TEGETHOFF, Das neue Verwaltungszustellungsrecht, JA 2007, S.131 ff.

また、行政送達法のコンメンタールとして、Hanns ENGELHARDT / Michael APP / Arne SCHLATMANN, Verwaltungsvollstreckungsgesetz / Verwaltungszustellungsgesetz – Kommentar, 8. Aufl., 2008; Gerhard SADLER, Verwaltungsvollstreckungsgesetz – Verwaltungszustellungsgesetz Kommentar anhand der Rechtsprechung, 6. Aufl., 2006 などがあるが、筆者の身近なところになく残念ながら最新版を参照できなかった。

46) Gesetz zur Reform des Verfahrens bei Zustellungen im gerichtlichen Verfahren vom 25.6.2001, BGBl. I, S.1206. (Zustellungsreformgesetz: ZustRG)

なお、この法律に言及する邦語の文献として、米丸恒治「ドイツにおける裁判手続の電子化—電子的法取引改革—を参考に」判例タイムズ第1127号(2003年)66頁以下(67頁)がある。

47) 参照、米丸恒治「ドイツにおける電子政府の現状と電子的行政手続法」季刊行政管理研究第101号(2003年)19~37頁。

のための改革の要請にかんがみ制定されたものである⁴⁸⁾。

② 行政手続法第41条・第43条

概略以上のような経緯で2005年法の制定に至ったわけだが、同法の内容に入る前に、まず、既に(2)③で述べたように、ドイツでは行政送達法が行政手続法とは別の法律として存在する、という点に改めて留意しておく必要がある。ここでは、両法を法制度全体の中で如何に位置付けるか、ないしは、それぞれの規律対象を如何に考えるか、ということが、相互に密接に関係する論点として浮上することになる。前述のように、行政送達法が行政手続法よりも先に法制度化されているドイツのような場合には尚更である。

この点、行政手続法は、次のような形で行政送達法との整合性を確保することとした。以下、行政手続法第41条の規定の仮訳を示す⁴⁹⁾。

【仮訳】

行政手続法 (VwVfG) (抄)

第41条 行政行為の告知 (Bekanntgabe)

- (1) 行政行為は、行政行為が定める又は行政行為によって関係付けられる関係人に告知されなければならない。代理人が定められている場合には、告知は当該代理人に対してなされることができる。
- (2) 書面による行政行為は、国内の郵便による伝達の場合には郵便(ポスト)への差出後3日目に、電子的方法により伝達される行政行為は、送信後3日目に、告知されたものとされる。このことは、当該行政行為が到達せず、又は、それより遅い時点で到達した場合には、適用されな

48) 以上のような2005年法の制定の経緯につき、vgl. KREMER, a.a.O.(Anm.45), S.332.

49) 1976年制定当時の行政手続法については、菊井・前掲注25) 8頁に第41条第3項～第5項の邦訳が掲載されているほか、南博方・行政手続と行政処分(弘文堂、1980年)252頁以下に全文訳が付されるなど、多くの文献がある。近年の同法の邦訳としては、青木康・行政手続法[別冊2](ぎょうせい、2003年)[保坂榮次訳]が詳しい。

い。疑わしき場合には、官庁は、当該行政行為の到達及び到達時点を証明しなければならない。

- (3) 行政行為は、法令の規定によって認められている場合には、公告される (öffentlich bekannt gegeben werden)*ことが許される。一般処分 (Allgemeinverfügung) も、関係人への告知が適切でない場合には、公告されることが許される。
- (4) 書面による又は電子的方法による行政行為の公告は、その命令の部分がその土地の慣例に従って (ortsüblich) 公示される (bekannt gemacht wird)*ことによって効力を生ずる。土地の慣例に従った公示については、当該行政行為及びその理由を閲覧できる場所が示されなければならない。当該行政行為は、土地の慣例に従った公示後2週間を経て告知されたものとされる。一般処分においては、これと異なる日が定められることができる。ただし、早くても当該公示の翌日でなければならない。
- (5) 送達の手法による行政行為の告知 (Bekanntgabe eines Verwaltungsaktes mittels Zustellung) に関する規定は、影響を受けない。

以上の仮訳を見れば明らかなおり、行政手続法第41条は、第5項において、行政送達法の規定を言わば行政行為の告知に関する所与の「特別法」として認識しそのまま包摂するという体裁をとっていることが分かる。現実には、行政送達法(1952年法)については、行政手続法の制定に伴う改正は行われていない。

加えて、第5項の「送達の手法による行政行為の告知」という文言からは、以下③で見るとような2005年法第2条第1項の「送達」の定義とも関連するが、「送達」が「告知」の一態様として法文上も認識されていることが明確に理解

※ 訳文におけるような意味での“bekannt machen”あるいは“Bekanntmachung”という用語は、山田晟・ドイツ法律用語辞典〔改訂増補版〕(大学書林、1993年)79頁では、「公告(する)」と訳されているが、本稿では、第3項の“öffentlich bekannt geben”との対比を明確にするため、仮に、前者を「公示(する)」、後者を「公告(する)」と訳し分けをしている。

できるであろう。

その上で、行政手続法第43条第1項は、行政行為は告知がなされた時点において効力を生ずる旨を規定し、ここに行政行為の告知と発効が明確な論理的連続性の上に結びつけられることになるのである。

③ 行政送達法(2005年法)

ドイツにおける行政手続法と行政送達法の規律関係及び行政手続法における告知と送達との概念上の相関関係が明らかになったところで、以下に2005年法の全文の仮訳を示すこととしたい。

なお、以下の諸点について、あらかじめ補足しておきたい。

第一に、2005年法は、法形式的な観点から見ると、1952年法の「全面改正」とともに他の法律の一部改正を併せて行うための言わば「整備法」としての1本の法律⁵⁰⁾の「第1条」という形で制定されたものである⁵¹⁾。この整備法自らは全4条の条文から成っており、その第4条第1項において、整備法のうち第2条以外の部分は公布の日(2005年8月17日)から数えて6か月目の初日(2006年2月1日)から施行されるとともに、同時に1952年法が失効することが規定されている。なお、法文の構成面から付言するならば、2005年法では、条文数が1952年法の21条から10条に減じられ簡素化されたことにもよるのであろうが、1952年法とは異なり章建ての体裁は取られていない。

第二に、上述の行政手続法の規定との関係で確認しておくべき点であるが、行政手続法第41条は行政行為の告知に関する規定であったのに対し、行政送達

50) Gesetz zur Novellierung des Verwaltungszustellungsrechts vom 12.8.2005, BGBl. I, S.2354. (2005年8月12日「行政送達法の改正のための法律」)

51) 先に本文及び前掲注45)でも見たように、この「整備法」の施行によって1952年法の内容自体は「失効」とされている点では、日本で言うところの「廃止制定」にも見える反面、純粋に法形式だけを見た場合には、この「整備法」の名称を見ても分かるとおり、日本の慣例に従うならば、2005年法はあくまでも1952年法の「全部改正法」という形式に相当するものであるようにも見受けられる。その意味では、本稿における表記は、日本法の改正法の附則で見られるところの「新法」「旧法」に近いものであると考えていただいた方がいいのかも知れない。

法の規律の対象は行政行為には限られない。すなわち、行政行為に関する告知の方式として送達が定められている場合には(第1条第2項を参照)、当該行政行為は送達により告知されることになる一方、行政送達法が規律の対象を行政行為に明確には限定していない以上、行政行為以外の行為形式についても送達の方式により告知がなされることがあり得ることになる。この点については留意が必要であろう。

第三に、第1条の適用範囲に関しては、まず、1952年法第1条が定めていた適用範囲に公法上の財団が追加されるとともに、「この法律の規定は、連邦又は州の法律が適用可能である旨を明らかにした場合にも適用される。」と定めていた1952年法の同条第2項の内容が削除された結果、1952年法の同条第3項が2005年法の第1条第2項に繰り上がる形となっている。

第四に、既に(2)②及び上述②でも触れたが、2005年法の第2条第1項に、(行政)「送達」についての法文上の定義が初めて盛り込まれた。この法文上の定義が設けられたことは、送達の対象としてこれまで1952年法の第2条第1項で用いられていた“Schriftstück”という用語に代えて“Dokument”という用語を用いることに併せて電子的文書もその対象とされることが明確にされるとともに⁵²⁾、送達が告知の一つの特別の方式であることが法文上明らかになった、という2点において注目し、と評されている⁵³⁾。これにより、前段に関して言えば、第3条ないし第4条などの送達の対象には、従来の書面のみならず、CD等の電子媒体も含まれることになる⁵⁴⁾。

第五に、第2条第2項では、誰によって送達が行なわれるかという点に関し、原則として“Post”又は官庁自身によって行なわれる旨が明らかにされている

52) ドイツ法におけるこうした「文書」をめぐる語句の用例については、連邦公文書館法(BArchG)に関するものとして、木藤茂「ドイツにおける公文書の管理と保存」総合研究開発機構=高橋滋共編『政策提言 公文書管理の法整備に向けて』(商事法務、2007年)159頁以下(171頁)をご参照いただきたい。

53) Vgl. KREMER, a.a.O.(Anm.45), S.332, 2 a).

54) ドイツの行政における電子化については多くの文献があるが、さしあたり、参照、米丸恒治「ドイツにおける電子政府政策の現状」行政&情報システム第506号(2007年)38~42頁。

が、この場合の“Post”は、“Deutsche Post AG”（ドイツ郵便株式会社）に限られるものではなく、郵便サービス事業の提供者という広義の意味で理解されなければならないと解されている⁵⁵⁾。

第六に、第5条は、1952年法では第5条及び第10条から第13条までに分かれていた規定を統合して理解しやすくしたものである。ちなみに、第3項に関して言えば、1952年法では第12条で夏期と冬期で夜間の時間帯を区分していたが、2005年法では時期に関係なく統一された。

第七に、1952年法の第6条で規定されていた「官庁による原本の提示による送達」及び同第16条の「官吏、退職官吏及びその他被扶養資格者への送達」の内容は、2005年法では削除されている。

第八に、1952年法では、第14条の「外国における送達」、第15条の「公示送達」及び前掲の第16条が「特別送達」としてまとめて把握されていたが、2005年法では、第9条の「外国における送達」及び第10条の「公示送達」が「特別方式」（第2条第2項第2文）として理解されている。

最後に、これは筆者の個人的な印象かもしれないが、1952年法では明示的に民事訴訟法の条文を準用している箇所はごくわずかであったのに対し、2005年法では明示的に民事訴訟法の規定に言及している条項が増えているという点が特徴的であるように見受けられる。そこに、上述のような行政送達の分野における現代化という文脈からの条文の簡素化の要請の影響に加えて、送達に関する行政法と民事法の接近の可能性の徴候を感じ取るのは、行き過ぎであろうか。

以上、簡単ではあるが、行政送達法（2005年法）を理解する上で最低限必要と思われる点について言及したつもりである。以下、全文の仮訳を示すこととしたい。

55) Vgl. KREMER, a.a.O.(Anm.45), S.332, 2 b).

【仮訳】

行政送達法 (2005年法)

制定：2005年 8 月12日
公布：2005年 8 月17日
施行：2006年 2 月 1 日

第1条 適用範囲

- (1) この法律の規定は、連邦官庁、連邦直属の公法上の社団、営造物及び財団並びに州の財務官庁の送達手続に適用される。
- (2) 送達は、法令の規定又は官庁による命令によって定められた場合に限り行われる。

第2条 一般事項

- (1) 送達とは、書面により又は電子的方法により作成された文書のこの法律で定められた方式による告知をいう。
- (2) 送達は、郵便サービス事業の提供者（ポスト）又は官庁により実施される。
このほか、第9条及び第10条の規定による送達の特別方式が適用される。
- (3) 官庁は、個々の送達方式について選択する。

第3条 送達証書付きの郵便による送達

- (1) 送達証書付きの郵便によって送達がなされるべき場合には、官庁は、ポストに対し、送達の委託、封緘された送達されるべき文書及び用意された送達証書の様式を交付する。
- (2) 送達の実施に関しては、民事訴訟法第177条から第182条までの規定を準用する。

民事訴訟法第181条第1項が規定する場合には、送達されるべき文書は、送達場所**若しくは送達場所を管轄する区裁判所の場所においてポストによって定められた箇所**に、又は、送達の委託を命じた官庁がこれらの場所に存する場合には当該官庁に、寄託されることことができる。

第1項に規定する送達証書、送達の委託及び封緘並びに民事訴訟法第181条第1項第3文の規定による書面による通知に関しては、送達様式命令の規定による様式が用いられなければならない。

第4条 書留郵便による送達

(1) 文書は、交付による書留郵便又は配達証明書付きの書留郵便によって送達されることができる。

(2) 送達のための証明としては、配達証明書をもって足りる。

このほか、文書は、当該文書が到達せず、又は、それより遅い時点で到達した場合でない限り、ポストへの差出後3日目に送達されたものとする。

疑わしき場合には、官庁は、到達及び到達時点を証明しなければならない。

ポストへの差出の日付は、記録文書に書き留められなければならない。

第5条 受領証との引換による官庁による送達

(1) 官庁による送達に際しては、送達を行う職員が文書を封緘された封筒に入れて受取人に手交する。

文書は、受取人の保護に値する利益の妨げにならない場合には、封緘

※※ 日本語としては必ずしもこなれていない表現とは分かりつつも、具体的には市町村程度の「地域」が想定されている“Ort”の中の1つの「地点」である“Stelle”との相互の広狭の関係を明確にするため、本稿では、“Ort”を「場所」、「Stelle」を「箇所」と、仮に訳し分けをしている。

せずに手交されることができる。

受取人は、手交の日付が記された受領証に署名をしなければならない。

職員は、送達の日付を、手交された文書の封筒に、又は、封緘せずに手交する際には文書本体に、書き留める。

(2) 民事訴訟法第177条から第181条までの規定が準用される。

送達の証明のために、以下の事項が記録文書に書き留められなければならない。

1. 民事訴訟法第178条の規定による住居、執務室及び施設における補充送達の場合には、当該方式を正当化するための理由
2. 民事訴訟法第179条の規定による受領の拒否の際の送達の場合には、受領を拒否した者、文書が送達場所に差し置かれたか発信者に返戻されたかということ並びに受領の拒否の時点及び場所
3. 民事訴訟法第180条及び第181条の規定による補充送達の場合には、補充送達の理由とともに、文書が郵便受けに入れられ又はその他寄託された時点及び場所並びに寄託が書面で通知された方法

民事訴訟法第181条第1項が規定する場合には、送達されるべき文書は、送達の委託を命じた官庁が送達場所又は送達場所を管轄する区裁判所の場所にある場合には、当該官庁に寄託されることができる。

(3) 夜間、日曜日及び一般の祝日には、国内においては官庁の長の書面又は電子的方法による許可がある場合に限り、第1項及び第2項の規定により送達されることができる。

夜間とは、21時から6時までの時間をいう。

許可は、送達に際して謄本で通知されなければならない。

これらの規定が守られずになされた送達は、受領が拒否されない場合に有効となる。

(4) 文書は、官庁、公法上の社団、営造物及び財団、弁護士、弁理士、公証人、税理士、納税代理人、会計士、公認の帳簿検査士、税理士会、会計士会並びに公認帳簿検査士会に対しては、他の方法により、また電子

的方法により、受領証との引換によって送達されることができる。

送達の証明としては、日付と署名が付され官庁に返送される受領証をもって足りる。

- (5) 電子的方法により作成された文書は、このほか、第4項の規定にかかわらず、受取人がこのためにアクセスを開いている限りにおいて、電子的方法により送達されることができる。

文書には、署名法の規定による認証された電子署名が付されなければならない。

送達の証明としては、日付と署名が付され官庁に返送される受領証をもって足りる。

第6条 法定代理人への送達

- (1) 行為能力を有せず又は行為能力を制限された者については、その者の法定代理人に送達されなければならない。

世話人が定められている者についても、世話人の職務領域が及ぶ限りにおいて同様とする。

- (2) 官庁にあっては官庁の長に、法人、権利能力なき社団及び目的財産にあってはそれらの法定代理人に送達される。

租税通則法第34条第2項の規定は、影響を受けない。

- (3) 複数の法定代理人又は官庁の長がいる場合には、それらのうちの1人に対する送達をもって足りる。

- (4) 送達を行う職員は、宛先が第1項から第3項までの規定に適合しているか否かを審査する必要はない。

第7条 代理人への送達

- (1) 送達は、一般的に又は特定の事案のために定められた代理人に宛ててなされることができる。

送達は、代理人が書面による委任状を提示した場合には、当該代理人宛てになされなければならない。

複数の関係人のために1人の代理人が定められている場合には、全ての関係人のために当該代理人宛てに文書の送達をすることをもって足りる。

- (2) 複数の関係人のために定められた1人の送達代理人に対しては、関係人の人数分の正本又は謄本が送達されなければならない。
- (3) 租税通則法第180条第2項の規定に基づく諸規定及び租税通則法第183条の規定は、影響を受けない。

第8条 送達の瑕疵の治癒

方式に則った文書の送達が証明されず、又は、送達に関する強行的規定に反して文書が到達した場合には、受取権者に現実には到達した時点において、第5条第5項が規定する場合においては受取人が受領証を返送した時点において、送達がなされたものとする。

第9条 外国における送達

- (1) 外国における送達は、
 1. ポストによる直接の文書の送達が国際法上認められている限りにおいて、配達証明書付きの書留郵便によって、
 2. 官庁の要請に基づき、外国の官庁を通じて、又は、ドイツの外交上若しくは領事上の代表を通じて、
 3. 治外法権を有し在外のドイツの外交団に属する者及び治外法権を有するそれらの者の家族に対する場合には、官庁の要請に基づき、連邦外務省を通じて、又は
 4. 国際法上認められている限り、第5条第5項の規定による電子的方法により作成された文書の送付によって、行われる。
- (2) 第1項第1文の規定による送達の証明としては、配達証明書をもって足りる。

第1項第2文及び第3文の規定による送達は、要請を行う官庁の証明

により証明がなされる。

第1項第4文の規定に従った送達の証明としては、第5条第5項第3文の規定による受領証をもって足りる。

- (3) 官庁は、第1項第2文及び第3文の規定による送達に際しては、送達が宛てられるべき者が、適切な期限内に、国内に居住し又は執務室を有している送達代理人を任命するよう、命じることができる。

送達代理人が任命されない場合には、事後に任命がなされるまでの間、当該文書を送達が宛てられるべき者の宛先を記載の上でポストに差し出されたことによって、遅滞した送達が行われる。

文書は、当該文書が受取人に届けられず、又は、それより遅い時点で届けられたことが確認されない限り、ポストへの差出後7日目に送達されたものとする。

官庁は、それより長い期限を定めることができる。

第1文の規定による命令においては、この法効果に言及がなされていないなければならない。

送達の証明のためには、文書がポストに差し出された時点及び宛先が記録文書に書き留められていなければならない。

第10条 公示送達

- (1) 送達は、次に掲げる場合には、公示によって行われることができる。

1. 受取人の滞在场所が不明であり、代理人や送達代理人への送達が不可能であるとき、又は、
2. 第9条が規定する場合において、送達が不可能であるか又は実施できる見込みがないとき

公示送達に関する命令は、署名の資格を持った職員によりなされる。

- (2) 公示送達は、官庁がこのために一般的に定めた箇所において情報提供が公示されることにより、又は、連邦公報若しくは電子版連邦公報において情報提供が公表されることによって、行われる。

情報提供においては、

1. 送達を行う官庁、
2. 送達名宛人の氏名及び最後に確認された宛先、
3. 文書の日付及び文書番号、並びに
4. 文書が閲覧できる箇所

が認識されなければならない。

情報提供には、当該文書が公示送達されること、経過後に法的利益の損失のおそれがある期限が進行して定められ得ることへの言及が含まれていなければならない。

召喚に関する送達に際しては、情報提供には、当該文書が期限を付した召喚の内容を含んでいるものであり、それが守られない場合には法的な不利益が生じ得ることへの言及が含まれていなければならない。

記録文書には、情報提供がなされた時点及び方法が書き留められなければならない。

文書は、情報提供の公示から2週間を経過した場合に、送達されたものとする。

(5) おわりに

これまで、ドイツ法の文脈における行政行為の「告知」と「行政送達」の概念の再確認を行うとともに、連邦の行政送達法について、その法的位置付けや最新の条文の内容を概観してきた。

もとより、冒頭でお断りをしたとおり、この行政送達法をめぐる分野に関しては、筆者は元来十分な研究の蓄積を持ち合わせているわけではないこともあり、本稿の概観だけでは十全な理解ができていない部分もあることは否めない。実際、物理的な制約もあったのだが、筆者の研究の計画性のなさや生来の忍耐力のなさ故に、こと2005年法に関しては、ドイツの文献はごく僅かしか参照できなかった。また、これは前稿と同様であるが、州法については言及が及ばなかった。さらには、邦訳の面でも、できるだけドイツ語の原文の構造を生

かした直訳に近いものになるように努めた反面、語彙や表現の面ではまだまだ稚拙な箇所も少なくないであろう。

一方で、本稿が、わが国では必ずしも十分に法理論的な整理が進んでいない行政送達分野について、こうした形で外国の制度の概要を提示することが、この分野に精通した諸賢による更なる研究の土台となり、また、先人達の研究成果を既にしばらく時を経た現在にあっても風化させることなく筆者なりの視点を加味した上で現代さらには後代に受け継いでいく「橋渡し」の一翼を担うことができたと思っただけなのであれば、それは、学術研究に携わる者にとってまさに喜びとするところである。さらに、本稿の中に、行政実務に携わる方々にとって何らかの参考になるような箇所があるならば、それもまた本稿を執筆した意味はあったと言うことになるのであろう。

そして、筆者個人にとっては、行政組織法と行政作用法との関係といったより広い視点からの考察を深めていく上で、今回の主題は様々なことを考えさせてくれた。今後とも、ひっそりとではあるが、こうした素材も含めて更に研究を進め、筆者なりの法的整理・分析の視座を示していきたいと考えている。